

機械器具 66 歯科用練成器

一般医療機器 歯科用練成器具 「JMDN」70682000
(一般医療機器 歯科用注入器具 「JMDN」70718000)

「再使用禁止」

ミキシングチップ

【禁忌・禁止】

本品は、再使用してはならない。

** 【形状、構造及び原理等】

[形 状]

- ミキシングチップ



L M S 3S 10:1 4:1 ダイキ
ミキサー

- コントロールチップ

①フラット型



②テーパー型



- ロエコシール補充用チップ



【原 理】ミキシングチップ又はロエコシール補充用チップに内蔵された自動練和装置により、ベース及びキャタリストが練和されます。

【使用目的又は効果】

歯科材料(印象材料、セメントなど)を練和し、練和物を口腔内又はトレーに注入するために用いる。

【使用方法等】

- 別売品のカートリッジ又はシリンジ先端部にミキシングチップ又はロエコシール補充用チップを取り付けます。
- 必要に応じてミキシングチップの先端部にコントロールチップを取り付けます。

【保管方法及び有効期間等】

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

* 【製造販売業者又は製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者: 株式会社 茂久田商会

連絡先: <https://www.mokuda.co.jp>

製造業者: 株式会社 茂久田商会

【原材料】ミキシングチップ	ポリプロピレン
コントロールチップ	ポリエチレン
ロエコシール補充用チップ	ポリエチレン